

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成22年12月9日(木) 午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	山田 邦夫	副委員長	米野 秀雄
	委員	松本 正美	委員	高阪 康彦
	委員	林 英子	委員	中村 英子
	委員	菊地 久	委員	吉田 正昭
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	総務部長	加藤 恒弘	総務課長	江上 文啓
	政策推進室 長	伊藤 芳樹	ふるさと 振興課長	寺西 隆雄
	民生部長	齋藤 仁	民生部次 長兼高 齢課長	佐藤 一夫
職務のため 出席した者	議長	伊藤 正昇	議事 務局長	松岡 英雄
	補佐	橋本 浩之	書記	山田 尚徳
付託事件	<p>議案第74号 蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について</p> <p>議案第75号 蟹江町室及び部設置条例の一部改正について</p> <p>議案第81号 蟹江町産業会館指定管理者の指定について</p> <p>議案第82号 蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について</p>			

○委員長 山田邦夫君

皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されています案件は4件であります。慎重にご審議をお願いしたいと思います。

審議に先立ちまして、町長からごあいさつをお願いします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 山田邦夫君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくように、よろしく願いをいたします。

最初に、議案第74号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでいますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

まず、第1点、条例が決まったときに実際やるときの話なんですけど、まず、予算的にどのぐらい必要になるのかなど、これが第1点。

それから、2つ目には、協議会のときも出ておりましたけれども、公報を配布するに当たって、立候補者が定数で終われば別でありますけど、選挙になったとき発行するに当たって、皆さんに周知徹底をさせようとしたときに、その方法論として、協議会のときの説明だと、中日新聞社の購読者はそこに入れていこうではないかと。それをとっていない方々については、町のほうが独自にどういう形で配るかわかりませんが、そういうところへ入るように配布をいたしましょう。これは万全な体制で漏れのないような形でやりましょうと、こういうようなことをおっしゃったわけですが、その通りいけるものなのか、問題点はないだろうか。

それから、3つ目には、今、制定をするのは公報の発行だけありますけれども、それに付随して、これはそれぞれの立候補者が、古い人は大体おわかりですが、新人の議員さんが出やすいような条件、有権者にわかってもらいたいと、議員の姿を。そういうような趣旨目的で出るわけですが、選挙費用というのにもかかるというようなことで、国会では、何

と何までは面倒見ましょうと。県会、政令指定都市については、これとこれを見ましょうと。我々町村の議会については、推薦はがきをお出しになる人については、郵送料だけを面倒見ましょうと。こういうことになっておるわけですが、もっと拡大をして、候補者が出るに当たって、例えば、選挙費用がなくて出づらいだとか、こういう面が出づらいといったら、費用について拡大して、出せるようなことは何か考えたことがあるのかなのか、これで十分だと思うのか。

それから、一般の地方議員は供託金がありませんもんですからいいですが、でも、例えば、供託金をいただいて、一定の票がない人にはお返しませんが、一定の票があったら、そのための供託金の倍以上だとか、そのお金を使って宣伝カーを出される人には補助金を出したらどうだろうかとか、いろんな手だてってあるわけです。地方議員がもっともっと広く、新人議員が出やすいような方法を、やっぱり基本的には考えたほうがいいんじゃないかと、私は思ってたもんですから、きょうは条例提案ではこれしかありませんので、あわせてこの条例を提案するに当たって、そんなような考えや思いは、選管では無理でございますので、町長としては、そういうことについてはどんな思いなんだろうかなという点、ちょっとお願いいたします。

○委員長 山田邦夫君

3つの点についてお尋ねです。

お願いします。

○総務課長 江上文啓君

3点お尋ねであると思いますが、まず、1点目でございます。今回の条例に伴う費用でございますが、総額で50万ほどを考えております。この費用の中には印刷費用プラス配布費用でございます。配布費用は、1部10円で考えております。

次に、2点目でございます。配布の方法でございますが、先回の全員協議会の際にも説明させていただきましたように、まず初日、木曜日に中日新聞をとっていただいている方につきましては、大体、これは蟹江町では6割ほど見えるそうなんですけれども、中日新聞の折り込みチラシとして配布していただきます。その他の方につきましても、中日新聞の販売店さんのほうは、中日新聞をとっている方ととっていない方を把握しておりますので……

(「役得な商売だね」の声あり)

はい。

中日新聞さんを通じて、木曜日と金曜日にかけて2日間で、ポスティングということで、ポストのほうへ直接、投函していただきます。その2点でやりたいと思っています。現実には、近隣の町村でも、市においてもそういうシステムをとってみえるところがございますので、万全を期してやれると確信しています。

次に、3番目でございます。選挙費用に対する補助のお話だと思いますけれども、こちら

につきましては、菊地委員がおっしゃいましたように、現時点で私どもとして補助できるものとしたしましては、はがきでございます。お一人800枚までの官製はがきについては無料で交付させていただいております。その他につきましては、例えば、選挙運動用の自動車だとかビラだとかポスターのことを、多分おっしゃってみえるかと思うんですけども、これにつきましては、実は、これは公職選挙法の中で、都道府県の議会の議員または長または市の議会の議員または長の選挙においては、条例で定めることにより無料にすることができるというのがありますが、残念ながら、町村における議会議員及び長の選挙については、公職選挙法の中でうたわれておりませんので、これを補助することはできないと理解しております。

以上でございます。

○町長 横江純一君

3番目の関連についてお答えをいたします。

町長の考えはどうだということであります。まさに菊地委員おっしゃいますように、蟹江町、私も平成7年から議会をやらせていただきました。大変活発な議論をしていただいて、私は海部郡でもピカイチの議会かというふうに、自分自身は思っております。

そんな中で、来年、統一のときに若い方が出やすいような条件というのは、まさに、まず、議会公報の発行、これについては、去年ぐらいから、新たに出る方がどういう施策を打ち出すのか、しっかり出せるようなそんな状況はできないのかということ、実は、政策推進室にお願いをして、今回、大変遅くなりましたが、こういう状況になりました。

私としては、自分たちがこれから何を蟹江町で目指すんだということが、若い人たちがわかりやすいような、そういうものを前面に出せるような、そんな方式でということ、条例の制定を、きょうお願いを、今回の議会でお願いをしたわけでありまして。

ただ、金銭面の供託金等々については、先ほど来うちの担当が言いましたように、条例で定められているものについてはできかねるということがございます。ただ、非常に熟年の議員さんが多いところでもあります。その中で若い方が出るには、やっぱり、それだけの地域差等々もありますので、一概に、若い方が出たから意見の活性化が起きるかということではないと思います。ただ、若い方が出やすいような、そんな状況を町としても、いろんな方面で、タウンミーティングもそうありますし、いろんなところで、皆さん、政治に参加してみませんかというような広報は、これからやっぱり、どんどんやっていくべきかなと、こんなことを私は思っております。

答えになったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○委員 菊地 久君

配布のことですが、配布については、そうすると、中日新聞の、何社かありますけれども、だれがトップになるかわかりませんが、委託契約みたいな、どのような契約をするかわ

かりませんが、戸数を計算して10円で何ぼということになるわけですね。ざっと計算すると、50万以内ぐらいで、ほかの印刷費が印刷費幾ら、配布は10円で計算すると、戸数で計算すると何万戸数かな。

（「7,000か」の声あり）

7,000ばかりになる……。何人ぐらい。10で計算して……。全部の、10円で委託をするという契約をされるわけですね。何軒あって10円掛けた金額でという程度の数字の掛け方で、中日新聞でも扱っているところが何件かあるでしょう。その1社だけなのか、総合的に中日新聞何やらとかというふうにされるのか、その辺はどうなんですか。

○総務課長 江上文啓君

すみません。言葉足らずで申しわけございません。

まず、内訳でございます。先ほど申し上げた50万の内訳でございますが、選挙公報の印刷製本費ということで、34万ほど考えております。公報の印刷製本費として1万8,000部ほど印刷する予定をしております。それから、今度は配布でございます。これにつきましては、今おっしゃったように、委託契約したいと思っております。これは、1万6,000世帯掛ける10円掛ける消費税ということで16万8,000円ぐらいですか、を考えております。

契約の相手方ですけれども、これはまだ確定しているわけではございませんが、中日新聞の場合、そういう中日新聞の折り込みを専門にやっている会社がございまして……

（「津島だよ」の声あり）

はい。それらのほうと契約をさせていただいて、配っていただいた実数に応じてお支払いするという契約をすることにしております。

（「その業者らの津島さんらと」の声あり）

はい。

以上でございます。

○委員 菊地 久君

皆さんも聞いてもらいたいんですけれども、これは蟹江だけでない、前の新聞を見せていただいた東郷町だったね、あそこでも実績あるものですから、そこは問題なければ、そういう方法とっていましたよ、それで問題ありませんでしたよと、蟹江もそれに合うもので、そうそう、ということで間違いないようにおやりになれるということでよろしいですね。

○総務課長 江上文啓君

間違いなくやっていたらと確信しております。

○委員 菊地 久君

はい、わかりました。

○委員 高阪康彦君

確認をするんですけれども、私も昔はよくチラシ広告を打ったものですから、海部中日の

サービスへ持っていくと、中日は中日を確かにやってくれるんだけど、朝日も多分やってくれるから。例えば仮に5社なんか中日さんのほうで持ちますでしょう。中日新聞以外のところも中日新聞が入れているのかね。じゃなくて、海部中日サービスでなくて、例えば、朝日なら朝日も持っているというか、例えば我々の地区だと、中日さん6割になるんだけど、その世帯が2,000世帯ぐらいあると思うんだけど、その6割なら1,200ですよ。残りの800は、中日サービスさんがやられるのかね。それか、ほかの業者がやられる、10円はいいんだけど。だれがそれをやられる、海部中日サービスではそこまで、ちょっとやれるかと、一瞬思ったものですから。確認のためにお聞きします。

○総務課長 江上文啓君

すみません。また、言葉足らずで申しわけございません。

中日尾張折込ホールディングスさんという会社が津島にございまして、これはあくまでも今までの常套手段ですけれども、こちらのほうと委託契約をいたしまして、これは当然、中日新聞さんの系列会社ですので、中日新聞の販売店であります。蟹江町内にも4店あると思いますけれども、あと、永和と南陽と富田の販売店さんを通じて、先ほど申し上げた6割の方については折り込みチラシで配布していただくと。あと4割の方につきましては、今、申し上げた販売店さんを通じて配布していただきます。ポストのほうに1部ずつ配布していただきます。

○委員 高阪康彦君

販売店がやるんですよ。

○総務課長 江上文啓君

そういうことです。契約はあくまでもホールディングスさんと一括契約をさせていただいています。

以上です。

○委員 松本正美君

そうすると、配布でどうしても入らないところがあったとするわね、もし仮に。そういったときは、選管に行くのか、新聞店にもらいにいいのかなのか。

○総務課長 江上文啓君

もともと、2,000部ほどは配布以外で印刷する予定をしておりますので、これは選管のほうで確保しておきますので、選管のほうへおいでいただければ、お渡しできると思います。

以上です。

○委員 吉田正昭君

先ほどの話はよくわかるんですけど、例えば、舟入地区ですと、2つの新聞社で入れるんです、今の話、南陽と舟入の販売店で入れるんだけど、所帯数の確認、舟入の地区の所帯数の確認はだれがする。中日新聞の委託先がするわけじゃないもので、こちらが、こ

れだけの所帯がありますよと持っていくわけだよね。その2つの所帯で分けるときの、とっているところ、とっていないところというのはどうなるのか。

(「中日新聞はエリアが決まっって線引きしてある、全部そのエリアごとに。1つの店が……」の声あり)

要は、一番簡単なのは、所帯数の確認は町がするわけだよね。舟入の所帯数の確認はするわけだよね。線引きの、こっちはこれだけの人がとっているけれども、この人はとっていないというのは、どうやって確認するのかなと思って。

○総務課長 江上文啓君

世帯数の確認とおっしゃってみえる意味が、ちょっと私、なかなか理解できないんですけども、基本的に、どちらの家庭がどちらの新聞をとっているというのは、ほぼ中日さんのほうはつかんでみえるようでして、当然、自分のところ……

(「何にもとったらんところをどうするかということだよ」の声あり)

とってみえるところは問題ないです。それ以外のところについては、逆に、とってみえないところについても把握しているそうですので、1部ずつ世帯に対してポストのほうへ入れていただく予定をしています。

○委員 吉田正昭君

そうすると、例えば、所帯数の枚数、500なら500としますが、とっていないところの600は、向こうのほうが、これだけあと100下さいというわけ。それともこちらのほうが、とっていないところ100あるから100余分に渡しておきますからお願いしますというわけ。

○委員長 山田邦夫君

ちょっと吉田委員だけで、わかるようにもう一遍質問しなおしてください。

○委員 吉田正昭君

私の聞き方が悪いかもしれんで、みんなで聞いてもらって結構ですけども、要は、例えば、この地域に中日新聞が3,000部なら3,000部ありますと、それで3,000部持っていくわけ。そこで、朝日新聞とってみえる方、毎日とってみえる方もあると。それも、その地域の販売店は把握していると思うんだけど、津島の会社がどうやって把握するかという。それは、こちらの町のほうからこれだけ余分に渡しますからお願いしといてくださいねと言うわけ、販売店の人に。

(「全部、世帯数はわかっているから」の声あり)

知らない。うち、しょっちゅう入れているからわかるんだけど。

販売店なら知っているけれども、販売店のエリアの中で、お宅の所帯数は中日新聞は3,000部配っていますけれども、4,000部ありますので1,000部お願いしますねというのはわかるんだけど、向こうは、中日新聞の配つとる新聞の部数分だけ持っていくだけだから、それでいいのかと。その不足分はどうやって把握するのかと聞いているわけ。

○総務部長 加藤恒弘君

今のお話ですが、うちはエリアで、全体で1万2,000ほどの町内でございます。例えば、1万2,000をお渡しすると、そのうち中日新聞が6割ですので、7,200ですか、その分については新聞折り込みで全部入っていきます。今、おっしゃってみえる足らん部分の区分けがどうなっているかというお話だと思うんですけども、それにつきましては、一つ一つの販売店さんのほうが既につかんでみえますので、不足分をとっていただいて、ほかのところにポスティングしていただくというお話を今、進めておるわけです。

ですから、今おっしゃってみえたように、舟入の全体ので、6割がポスティングしなくても全部折り込みで入っていくようになりますけれども、そのほかについては、例えば、私が舟入でとつらんとかというのは、おっしゃるように、販売店がご存じなものですから、そこが戸数をもらって入れていただくという形になります。

○委員 吉田正昭君

そうすると、販売店と連携して販売店が持つていくときに、うち、この分だけ下さいというわけだよね。そういうことだよね。それならわかるけれども、向こうへ多く持つていったって……

○委員長 山田邦夫君

それでよろしいですか。

○委員 吉田正昭君

よろしければ、それでいいです。

○委員 中村英子君

中日新聞をとっているところは、新聞折り込みということは、たくさんのチラシがありますよね、むちゃくちゃチラシがある。そのチラシの中に折り込んで配ってもらうという意味ですよね、今、言っていることは。そうですね。それで、選挙公報というのは、従来は全部、町内会から各世帯に選挙公報のみ配られているわけです。それで、今のお話ですと、中日新聞をとっているところは、広告の中に全部チラシの一つとして入ってきて、そうでない世帯は単独でそれだけ配られるという、こういうことですよ、現実に配るときの細かい話では。

それで、一般の人たちは、もう選挙公報というのは単独で来るというふうに大概思っていますよね、従来そういうやり方ですので、単独に町内会から選挙公報が来るというふうに思っているわけ。チラシにまざり込んでいるというんだけれども、私みたいな人間は、チラシというのはほとんど見たことがない。そのままジャーっという感じで、ほとんど見ません。だから、配ってもらうのはいいんだけど、折り込むということではなくて、同時進行でやってもらうというふうにしないと、すごく効果が薄いと思います、私は。そうでない世帯は1部ずつ行くという話だから、新聞のときに折り込まずに、新聞と一緒に配ってもらえば

いいと思うんです、それだけは。やり方としては。そうしないと……

折り込みというのは、機会で全部折り込みますか。1種類だったら1種類の広告の中に入ってくるということはないんですか。だから、それは新聞とそれとやってもらわないと……

(「多分、一番上になると思うなあ」の声あり)

ただ、時間が朝、配られるわけでしょう、新聞と一緒にということは。だから、一般の人の感覚でいけば、公報というのは班長さんから各世帯に、本来だったらポストで配られているから、新聞に折り込んでくるなんて夢にも思っておらないと。なれてくれば別ですけども、4年に1回のことなので、配るときにそういうやり方では、私は効果はものすごいというふうに思います。

○町長 横江淳一君

中村委員、心配しているのはよくわかります。僕も新聞折り込みよく入れたんで、僕が入れたのはA4なんです。A4だと、普通のああいうパチンコ屋さんとか、そういうところと紛れ込んじゃって、しかも同じような紙ですから、それがドーンと行ったらわからないんですけども、多分、折り込みのサイズから見ますと、新聞と変わらないぐらいの大きさですから、これが一番上になるように、できるだけこれが上になるようにということでお願いをするということは、うちのほうでさせていただきたいと。

(「そうだね」の声あり)

はい。それだけは配慮していただくように、この大きさですから。

(「折り込みということは、機械で全部これに入っちゃう」の声あり)

いや、だから……

(「折らな高いもん。値段、全然違うもん。折らな高いもん」の声あり)

だから、それは一応、できるだけ上になるようにということで配慮だけはさせていただくように言いますので。

(「それだと5円ぐらいになるんだよ。多分、ポスティングが入るとるもんで10円という値段なんだ」の声あり)

○委員長 山田邦夫君

手を挙げて指名を受けた人、中村委員。

○委員 中村英子君

だから、私みたいに広告というものを一切見ないという人たちかなりおるから、それが、ちょっとやり方次第だということと、普通、新聞折り込みで頼むと2円ぐらいだと思うんです。

(「いや、もっとするよ」の声あり)

違う、違う、普段。2円ぐらいですか、3円ですか。

○委員長 山田邦夫君

指名された人、発言してください。

○委員 中村英子君

だから、それだけ払っているんだから、10円分。普通よりは高い。

○委員長 山田邦夫君

高阪委員、私語しないで。今は中村委員の……

まだ質問の状態ですか、どうですか。

○総務課長 江上文啓君

新聞の折り込みというのがございましたら、一番上のほうに挟んでいただくようにいたしますし、新聞等を通じて公報を配布させていただくという広報をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長 山田邦夫君

そのほかにございますか。

そのほかの質問はございますか。

(発言する声なし)

その他の質問がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございせんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第74号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第75号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」を議題といたします。議案説明は済んでおりますが、補足説明はございせんか。

(「ございせん」の声あり)

ございせんね。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございせんか。

前のは引きずらないで、今、次の議案に入っておりますので。

次の議案に入っておりますが、質疑はございせんか。

○委員 菊地 久君

これはいろんな課だとか、そういうのはいいです、あれがおやりになるんですが、考え方も、ちょっとこれに関連して聞くんですが、場所の問題だとか、課を動かしても、

人が動いたりするけれども、特に、もっと広く活用ができんかというので、あくまでも私はこう思ったんですが、教育部、町長の前にあります教育部。教育部がどこかへ動くことが、まず一つはできんか。例えば、産業会館の使い方なんですが、あそこに事務局がありますが、隣が展示室になったり、歴史民俗資料館があつたりしておりますけれども、あれは教育関係の建物なんですよね。だから、ああいうところをうまく活用していったら、教育部が、例えば、あの町長の向こう側の部屋から出ていくと、広くまた使える、町長部局として使えるのではないか。部局が違うもんですから、そうやって考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

それはなぜかという、農政商工課、今は名前が変わったですか、奥のほうにあります。あそこが本当に、前のふるさとだとかあれだとかいう場所でもいいのかどうか。目玉に入れとる割にしては、えらい奥のほうのところにお見えでございますので、もっと、本来ならば、商工関係なもんで、商工会館のほうへ入っていただいて、商工会と一緒にやるべきところだと思うんですよ。

そういうような意味で、配置の問題だとか、業者、庁内全体の使い方について、一遍検討をしたらどうだろうか。町長部局と教育課は違うんですよ。だから、それはやっぱり、きちんと整理をすべきでないかというふうに、全体を一遍、町の建物全体を見直して、庁内の中の入ったところを、入り口入って、取調室みたいな変なのが置いてありますが、ああいうところはもっとオープンにして、みんながサロンのような役場にならんかとか、そういう、ぜひ発想の転換をできんか。これを考えておるんですが、いかがなものでしょうかね。

それから、いろんな係ができましたけれども、本当に機能が発揮しとるか。先回は、民生部がいろいろ係をぎょうさんおつくりになって、あっちの課、係、全部で5つぐらい上に看板が立つと思うんですけども、ややこしいし、行ってもわけわからんといわっせる人多い。だから、1人、あそこでわけのわかる人がおつていただいて、こんにちへと来て、何だねと、ああそういう、ああ、それならどうぞこちらへ来てちょうだいとか言えるぐらいの体制が欲しいと思うんですが、今回の一部の改革等々を見ても、そういうのを見受けられんじやないだろうかと思えてならないので、我々が求めとる人事構成だとか、組織の改革で、なるほどというイメージがわいてこんです。

それと、人事の問題です。人事の問題についてでも、だれが本当に考えてくれとるのかな。例えば、職場の中で健康状態が非常に悪い人、休職をせないかん人、休職の期日が切れて首になってはいかんもんですから、適当にどこかに来とってちょうだいと、また来た後、また休職だとか。本当に職務に耐えられとるか耐えられていないのか。そういうことも、もう少し考えていただかないと、我々の中に、耳に入ってきて、じゃ、その職員を首切れというのは言いつらいわけです。そうすると、だれかが考えて、だれかがおる間は効率よく使

う、どうしてもだめだというときにはやめてもらおうと、これは当然のことなんですよ。そういう人事体制というのがあるのかどうか。

それから、3つ目には、これも申しあげましたけれども、なぜ、あの公園管理室ですけれども、立派な管理室がありまして、何をやっとするんですかと。見にいっていただければよくわかりますけれども、そして、あれだけの職員3人、パート1人、人件費計算してみてください。それから、やっとする仕事は、何をおやりになつとんでしょうか。3人使って、1人パートでおったら、事業としてやったら、相当な事業を管理もらってやらんと、成り立っていないんです、あのぐらいの程度の仕事だったら、もったいない。

そういう点について、もっとメスを入れてもらわないと、これは税金払つとる側からいうと、たまったもんじゃありません。そういう点について、本当に真剣に考えた今回の蟹江町室及び部設置条例一部改正のこの中に網羅されとんのかどうか、なんで今回、この程度の異動や部や課の修正をやったのかと。目玉はふるさと問題だろうと思うんです、推進室だとか。でも、余りピンと来ないです、正直言って。それについて、ちょっともう一遍お尋ねします。

○委員長 山田邦夫君

幾つかの質問点がありましたが、どなたが。

○総務部長 加藤恒弘君

幾つもいただきまして、大変申しわけございません。

まず、教育部の話でございますが、実は、部課が違うというのはよくわかるんですけども、教育部と住民移動とは、かなりオーバーラップするところがございまして、子供さんが住民移動される場合には、すべて教育委員会のほうを通っていくというような形があります。前にも、教育委員会を2階に上げるという、そういった状況で別棟にというようなお話もありましたが、こちらについては今のところ、子供さんの動きを教育委員会がきちっと手続をして、学区の編成とか全部やりますので、その申請なんかがあつて、それは保護者の方が、例えば分かれておられますと、こちらで申請をされて、住民票の転入をされると。そうすると、教育委員会のほうで学校の関係の取り扱いをさせていただくという連動をしております。それが離れるということは、ちょっと難しいということで、今、現状にはなっております。

ただ、そういう問題も含めて、今後、狭くなってきた庁舎の中での事務室の効率的な運用ということになりますと、むしろ、我々としては、そういった根本から考えをさせていただきたい、検討させていただきたいというふうに思います。

それから、ふるさと振興の関係でございますが、こちらについても、産業会館へのというお話をいただきました。これにつきましては、あの部屋は、実は、ちょっとオープンサロンのものを考えて、あそこへ皆さんがいらっしゃって、いろいろなお話をさせていただくというような活性化にも使えるということで、少し大きな部屋をという、そういう理念があつて、今現在のところに入れさせていただいております。

産業会館という考え方もないことはないと思うんですけども、こちらにつきましても連動する部分がございます、もちろん、ふるさと振興も私どもの政策推進室の中の一つの課でございます、そちらのほうとの関係で、今はこういった状況になっております。これについても、そういうご発案がございますということです、また、我々のほうは真摯に取り組みをさせていただいて、もう少し検討をさせていただきたいというふうに、私は考えております。

それから、民生部の関係で、本当に機能しているかどうかというお話でございますが、確かにおっしゃるように、前は一つの福祉課ということで全部やとったということもございましたが、これが実際には組織的な部分で対応する事務が複雑化してまいりましたので、これを分けさせていただいたというのが、まだ20年のことでございます。また、今後、高齢介護がやっております保険関係とか、そういったものすべて今、国のほうでも方向性をもう一度改めるといようなことをおっしゃってみえまして、この状況が出てきたときに、もう一度、おっしゃるように、トータル的に考え方を統一していかなければいかんのではないかと、今、民生部のほうとは、実はそこを起点にしてどう動くかということでお話を進めております。これにつきましても、時期が今はこんな時期でございますので、少し、こちらのほうをお願いをしたいというふうに考えております。

それから、コンシェルジュですか、そういうふうな方で、よくわかる方が案内をということでございますが、こちらについても、我々のほうは、確かに受付はございましたが、ちょっと人的な部分と、それから受付への対応件数とか、いろいろな調査をした結果、現在は民生部の住民課のほうで、直接、お客さんが顔が見えるところで受付を置いて、直接いらっしゃったら案内しようということでやとるんですけども、これもそういったご意見があるということです、今、これについても検討を始めておる次第であります。もう少し、どなたがどういうふうに、そこに立って皆様方にご案内をするというのがいいのか、ちょっと実態的なことも考慮しながら、もう少し、これを考えさせていただきたいと。

今は、申しわけございませんが、そんなようなことで、検討に入る状況は持っておりますが、なかなかすぐにおっしゃるような方向になっていないのは事実でございますので、これはもう少し検討させていただいて、進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、人事の問題ですが、特に、病気だとか休職というお話をいただきました。実は、休職については、確かに人数が出ております。これについても、我々のほう、総務、人事のほうで職員担当と、それから所属のほうでアプローチをかけ、また医師との面談をしながら、今後の方針とかということをお話し合いをしながら進めさせていただいて、実際、復帰プログラムもつくっておりますので、この復帰プログラムに基づいて、復帰していただいた方も何人か見えます。そしてまた、復帰が一度していただいたんですけども、やはり、状況がまた悪いということで、再度の病気休暇をとっていらっしゃる方も見えます。こちらについて

も、我々のほうは手をこまねいとるわけではなく、アプローチしながらいろいろな状況を確認していった、今あります復帰プログラム要綱がありますので、そちらに基づいて、対応をしているというのが現状でございます。ただそれが格別、すぐに効果が出て、そのまますぐ進むかと言われますと、これは大変難しいことではございますが、努力はさせていただいているというところが現状であります。

病気につきましても、そういったことで、その前に、実は私ども今もやっていますが、自殺対策とか、メンタルヘルスのケア対策とかという形で、全職員を対象に、これは何回に分けてですけれども、それぞれの分野の、私ども管理者には管理者としての対応を、そして、一般職員については一般職員としての、そういった知識、対応をということで研修を行って、そういう分野についても対応していきたいということで、これは全庁にそういう意識を持たせて解決していきたいというふうに、これは、今、臨んでやっておるわけではございますので、少し、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

それから、公園管理の問題ですが、確かに、今、公園には3名おるということで、事業内容をということでございますが、都市公園と、実は今後、児童公園の一本化ということもございまして、今の段階では、都市公園、一つ一つの公園の管理ということで回ったり、それから委託のお願いとする部分の設計とかそういった部分で、かなり、実は、仕事としては細かい仕事もあります。ただ、ほかのところでは4人もおればやれるんじゃないかというお話は、やはり、少し、私どものほうとしては真摯に受けとめさせていただくことだと思っておりますので、来年度に向けて、実は、これは改正後の条例とかという形にはのってまいりませんが、今、来年の4月に向けまして、内部的な検討をして変更したいというふうに是正をしていくという言い方は悪いですが、変更をして、さらにいい形での公園管理等をしていきたい、そして、人員配置につきましても、きちっとした対応をしていきたいということで、今、副町長を中心に、私どものほうで検討を進めておりますので、もうしばらく、これも4月にはそういった方向は出したいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○委員 菊地 久君

人事というのは組織を変えて、人事必ずダブるんですよね。よどむ場合がありますので、職場の組織ってよどむんですよね。だから、そういう意味で、変えるための人事と、それから、新たな事業を起こして、事業というか、やりたい目玉があって、目玉商品で頑張る課ができるとか、そういうのがあられるわけですね。人のためにつくる課もあるんですよね。それは、いろいろおありだと思いますが、通常。でも、要は、一部の組織を変更すれば、必ず今度は人事異動があります。人が動くわけですね。動いたときに、なるほどなと思えるかどうかというのは、一番大事なことなんですね。そういうような意味で、まず、第一に人事。人事というのは、総務部長になったばかりでございますが、総務部長が中心になって、人事係もおりま

すが、中心になって、全体像の人事の青写真、それから人間関係、健康管理等は集中できるところは総務部長が一手に今のところはお持ちなのか、副町長がお持ちなのか、その辺はどちらが中心になっておやりになつてるのか、それが1つ。

2つ目、先ほど言いました公園管理の係の問題。常勤3人、パート1人。年間費用、計算してみてください。そして、どういう作業をしとるんですかと。都市公園の管理、そして、それは調査をやり、自分たちである公園は、便所もちろん自分のところは掃除やったり、いろいろしとると思いますが、あれだけの人材があったら、すべて蟹江町の公共施設にある庭、例えば、商工会館行っても、産業会館行っても、庭はありますよね、できているよね、前にね。それから、中央公民館でもそう、役場でもそう、それから保育園、小学校、中学校、あらゆるところに公共施設があれば、必ず庭があるんです。公園というとならえ方だと、学戸の中の現在の源氏島公園だとか、都市公園にさしちゃうと。児童公園と、児童公園の名前のあるところだけをさしとるわけ。そうでなしに、公共に物があれば、必ず何らかの形でそういう木を植えたり、花を植えたり、いろいろやとるわけ。それは、すべてが一つの部門でおやりになるならば、全部1カ所集中管理で、それで、仕事としてはシルバーに業務委託をしてやらせるだとか、そういうことをやっていくと、広く、何しろ、庭の業者にポーンと年間になんぼ、源氏の公園は1年間でなんぼと金払とるわ。あそこもなんぼだわ。業者委託なの。だれが委託するかといたら、また、そこが係の人が計算してピッピッでしょう。全体像はああせんですよ。だから、全体像というものをつくってものをやるんなら、行政改革の一環として非常にものが浮いてくるはず。だから、そういうところには、何にも、なかなかメスを入れようとしなないもんですから、せつかく、これからやるとするならば、目先の一部人員だということではいかなものかというのは2つ目。

3つ目は、町の施設の運用。福祉センターの後の空き家、空き地、それから、2階の老人クラブの人が半日使ってふろに入って、カラオケを昔やとんたんですが、あの部屋の活用の仕方だとか下の活用の仕方など、見直していったほうがいいようなところがありますし、それから、産業会館へ行っても、歴史民俗資料館の利用度の問題だとか、展示室の必要性の問題だとか、やっぱり、施設そのものの見直しをする必要もあるのではないか。建物古いもんですから、もうぶち壊すなら壊して、例えば、歴史民俗資料館だと、図書館のほうへ建て直すだとか、蟹江様の蔵も置いたままで、ほったらかしてある蔵だよ、あれも。1,500万か幾らかの値打ちのものをそのままですわ。ああいうようなもの全体を蟹江町の土地管理、町有地の管理、見直すとおっしゃるように、施設全体の運用管理、それらもだれが見直されるんですかと。各課各部でやれといっても無理なんですよ。これを考えて、だれかがおやりになつてるのかどうかなど。それはどなたのお仕事になるんですかと。それを一遍、明確にしてもらいたいと思います。

○委員長 山田邦夫君

3つの角度がありました。

どなたがお答えになりますか。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、3点、ご質問をいただきました。

まず、人事関係でございますが、私は、この4月から奉職いたしまして、それ以降含めて、人事担当も仕切っとるわけでありまして。基本は、やっぱり人事担当局、総務部のほうが、基本的な人とのつながりだとか、いろんなことを見ながら、それぞれの意見を具申をいただき、最終的決定権者は、当然、町長でございますので、それに至るまでに我々が案を練りまして、具申をし、町長が決定するというシステムをとってございます。

それから、2番目は、公共施設の管理でございます。特に、公園緑地の関係でございますが、あそこは、もともと都市公園の施設管理が主でやっておりましたが、それプラス外部の植樹帯だとか、それから、今、移行しつつありますのが児童公園が、ああいうものを、それぞれ児童公園の設置のいきさつ、例えば、今現在は、町内会で運用していただいているものだとか、それから、例えば借地でやっているものだとか、いろんな要素を今、精査をしております。23年度には、その児童公園を精査したものをきちんと都市公園の中で管理も見ながら、まずやっていきたい。それと、菊地さんおっしゃるように、確かに、公共施設の中には、学校含めて、いろんな緑がございます。ことし、緑の協議計画をつくりまして、定義をしておりますが、それは、おっしゃるように、一括管理が一番すばらしいと思っておりますが、今の段階ではコストも含めて、例えば、学校の施設なんかは当然、学校側で管理されておりますし、また、父兄会、父母会の中でもやっていただくケースもございますので、その辺のいきさつも踏まえながら、精査し、最終的には一元管理ができれば、一番いいと思っておりますけれども、今はまだ過渡期でございます。とりあえず、23年の中には、児童公園を整理しながら、公園緑地管理の中身を充実しつつ、どこまで、じゃ、一元管理できるのかということを見きわめつつやっていきたいと思っております。

それと、人事に関しましては、公園緑地、今、そういうことで3名でございます、臨時1名と。それは、今度の仕事の業務量を見ながら、23年度には適正な人事配置を考えていきたいと思っております。

それと、3つ目の施設の全体の管理運営でございますが、福祉センターの管理につきましては、確かに、空き部屋が多ございましたので、昨年度あたりから、ボランティア団体の大きな団体の2団体に、空き部屋活用ということで、部屋を利用させている経緯もございましたので、おっしゃるように、全体の施設としての利用活動は図っていきたいと思っております。それは、政策推進を中心に、まず未利用地の定義をやってまいりましたので、今度は公共施設も含めて、利用施設の運用活用をやっていきたいと、こんなことを思っておりますので、23年度以降の課題としましても、公共施設の適切な運営ということも含めて、あわせてやって

いきたいと、このように私は思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○町長 横江淳一君

1番、2番につきましては、今、副町長が答えさせていただきました。全体の流れについて、菊地委員にご説明差し上げたいと思います。

菊地委員、大ベテランの議員でありますので、すべておわかりになってお聞きになってみえると思います。実は、平成17年、町長に就任したときに、行政改革集中改革プランを国からつくれということで、つくらせていただき、議員の皆さんにお示ししたというのは、これは皆さん、ご理解をいただいているところであります。

昨年度、集中改革プランは終わりましたが、22年度についても引き続き、この集中改革プランにのっかって、できるものは徹底的にやりましょうという中で、いわゆる行革推進室から政策推進室へ移行しました。そのときに、ちょうど2年前になりますけれども、YUME創り会議という会議を設定をいたしまして、まさに菊地委員が指摘をされるように、どこの課で、何を、いつ、だれがするんだということ、それぞれのセクト主義ではなくて、皆さんで責任を負おうじゃないかと。こういう情報の共有の場所がなかったんです、はっきりいって。それをYUME創り会議というところで、今現在も1カ月に一度、最低限開いております。そこで、それぞれの部署でやっていること、それから、これはうちの部署でなくてほかの部署でやれるんじゃないかという意思の、いわゆる確認をその場所で、大体、2時間から3時間ぐらいかけて、実はやっているのも事実であります。その中で、先ほど言いましたように、施設の未利用地をどうしたらいいんだとか、それから、先ほど、ちょっとご指摘をいただきました歴史民俗資料館の今後の運用の仕方、ひょっとしたら、スクラップ・アンド・ビルトで、壊して建て直したほうがいいんじゃないかという意見もありました。

それから、今ある福祉センターのあり方、2つを1つにしたらどうだとか、あと、福祉センターの蔵のあり方も、全く使われていない、あの土地も1億近くで買って塩漬けになっているんじゃないかと、あとほかないだろうかということで、徹底的に行政財産と、それから普通財産を見直しをさせていただきました。その中で、売却できるものは売却し、利用できるものは利用しというところで、エコステーションをつくったり、まちなか交流センターをやったり、それから、また1つ、今回、エコステーションをつくらせていただいだ。すべてが、そのYUME創り会議、それから政策推進室を中心に総務も入って、建設畑も入り、農政も入って、すべてで集約したのが、今回の集中改革プランの中身であります。

一つ一つの具体策については、これから一つ一つ表面になっていきますけれども、先ほど言いましたように、公園緑地管理課、それを管理係にしまして、中の人員については、確かに、アワーレートの高い職員が3人、パート1人要るのかというご指摘は、私どももいただいております。そんな中で、道路のところをシルバーに委託すれば、シルバーとて、ランニ

ングコストが安いわけではありません。しかしながら、雇用の増進ということで、これらもできるだけ、リタイアされた人、再任用された人も含めて、雇用の促進ということも考えて、シルバーに委託する部分、それから、もしも団体さんにやっていただけるんだったらということで、協働まちづくりモデル事業というのを提案をし、この団体には道路の一部を、ひよっとしたら、清掃、それから維持管理していただけるんじゃないかと。そういう可能性も含めて、プランニングをさせていただきました。

来年度については、これは中村委員からご指摘をいただいた蟹江川の左岸堤、右岸堤の草とり、それから管理についても、これらも我々も含めて、町民の皆さんと共同でやっていきたいと。とりあえず、県には早急にとということで、今見ていただいたような状況であります。最終的に、今年度、あそこにトイレとあずまやができて、供用開始をいたしますが、蟹江町が占有権をいただいて、皆様方と一緒に使っていきたい。その中で公園として使うのか、それとも、共通の広場として使うのかは別といたしまして、まず、皆さんと一緒にあそこの堤防を維持管理、そして供用していきたいと。こんなことも含めて、これからの職員も、5年間で7%の削減をさせていただきました。その分、臨時の人が多いじゃないかというご指摘をいただいているのも事実であります。適正な人数を常に把握しつつ、我々は今、ご指摘をいただいた町の施設の運用も含めて、これから頑張ってみりたいと、こんなことを今、思っております。

それに、本当に一番厳しく思っているのは、この仕事は一体全体、だれがいつまでにやるんだということを、きちっと明確に、それぞれの課で、これからはやっていきたいと、こんなことを思っておりますので、何とぞ、ご理解をいただきたい。

あと、もう一つ、一番今心配なのは、ご指摘いただいたメンタルヘルスの問題であります。そのことも含めて、これは産業医とのお話し合いも今、実は頻繁にしているのも事実であります。大変、メンタルに異常を来した職員がふえていることも事実です。大変申しわけなく思っておりますけれども、それだけ仕事がハードになったのか、いや、それとも職員にそれだけの能力がなかったのかという厳しい意見もいただいているのも事実です。

でも、我々は298人の職員のメンタルを責任をもってやっていかなければいけません。今後も皆さんのご指摘をいただきながら、きちっとそのところは精査をさせていただきますが、今回のご提案につきまして、安心安全課の創設ということが原点にあって、住民に近いところで、安心安全を感じていただきたいというのが、基本的な考え方の中で、この部室の条例の一部改正ということでご提案をさせていただきましたので、そのところは深いご理解をいただきたいと、こんなことを思っております。

○委員 林 英子君

菊地さんがおっしゃったことと重複するかもしれませんが、私もあの日光川のウォーターパーク、よく管理棟に行ってソフトボールやっている方たちとお話をするんですが、この間

も4つの問題をもたらってきて、早速、部に行って直してもらおうようにしたりしてやっておりますが、本当に3人の人、何やってらっしゃるのかと思うし、野球やソフトボールの人も、あの人たちは土日必要なときにいないので、シルバー人材センターの人が1人おってくれたほうがよっぽどいいとか、そういうふうに言われて、土日に何にも、僕たちが一番よく使う土日に1人もおらんと。役に立っていないというふうにお聞きしましたので、先ほど、4月に向けて見直すというふうに、さっきおっしゃったので、そういうことも含めて考えておいていただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○町長 横江淳一君

ご指摘を真摯に受けさせていただきます。実は、スポーツ大会が、毎土日にほとんど行われています。私も必ず1カ月に数回はあそこのウォーターパークへ行きます。それで、状況をちゃんと把握しております。ただ、ちょっとご理解をいただきたいのは、確かに、あそこの公園管理係にいる3名の者は全般を今見ております。例えば、公共の道路だとか、それから学校も含めてでありますけれども、児童公園、保育所、いろんなところのメンテナンスにも実は駆り出されるといって非常に申しわけないんですが、一般の業者を使うより自分たちが行ったほうがいいんじゃないかという、そういう使命感でもって児童館の遊園の園具を直してくれたり、そんなことで大変喜ばれている面もあるんです。

あそこのウォーターパークのソフトボール2面、軟式1面の管理については、生涯学習課も一緒に見ております。それと、今、公園緑地係がやっているのは、必ず周囲を見て、犬のふんだとか、それから、ウォーキングで心ない方がごみをほかっていたり、それから、後々いろんなものがあそこに、夏は花火のかすだとか、いろんなものが、実は落ちておまして、そういうのはずっと点検はしているんですけれども、いかんせん、野犬の放犬だとかということは、今なおまだ続いております。

私が日曜日、土曜日行くときに、必ず、動物のふんだとかそういうのを見つけるわけでありまして、それはその都度、担当に指摘をしているわけでありまして、総合的に、皆様方にご指摘をいただいたことについては、きちっと4月までにどういう管理をするんだということも含めて、生涯学習課、担当課とも打ち合わせをいたしまして、皆様方のご期待に100%沿えるかどうかわかりませんが、見える形でやらせていただくように努力をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長 山田邦夫君

ほかに質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第75号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

○委員長 山田邦夫君

ここで、総務部長、次長、課長の退席を許可します。

入れかわりのため、しばらく休憩します。

(午前10時01分)

○委員長 山田邦夫君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時03分)

○委員長 山田邦夫君

次に、議案第81号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ありません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 林 英子君

産業文化会館を指定管理者に指定するということですからけれども……、そうですね。

(「商工会」の声あり)

商工会。ごめんなさい。蟹江町商工会にということですからけれども、これをすることによって、どういうメリットがあるのかをまず1点教えてください。メリットは何なのか。

(「継続だよ」の声あり)

○委員長 山田邦夫君

まず、それでいいですか。

質問わかりましたか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

林委員のご質問にお答えさせていただきます。

これまで、平成18年4月から平成23年の、来年の3月まででございますが、指定管理はまだ終わっておりませんが、この5年間、よく見ましたところ、別段、指定管理者としての実務を生かしまして、何もこれまでに問題がございませんでした。やっぱり、町と町の商工会

というのは、菊地委員も言われましたけれども、ふるさと振興課のほうとの結びつきも深いので、このまま継続して、あと5年間やっていったほうが、いろんな関係でいいと思いますので、そのままよろしくお願ひしたいと思っています。別に問題はございませんでした。

○委員 林 英子君

問題なかったということで、引き続いてということですか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

そういうことです。

○委員長 山田邦夫君

そのほかにございませんか。

○委員 松本正美君

今、問題なかったということでお話あったわけなんですけれども、前回の全員協議会するときにもお話をさせていただいたんですけれども、この貸し館の業務、5年間で18年から20年を見ると、少し減ってきているわけなんですけれども、こうした問題点で、やっぱり住民の方は、商工会は日曜日休みだということで、要するに、部屋を借りに行ったときに、下で聞いたときに、もうふさがとったと。そうすると、商工会のほうがあいているみたいな感じだから、商工会に行くと、何か、要するに、商工会の方が優先みたいな感じの話みたいな。そうとは言われなくても、そんなような感じで、なかなか貸していただけない部分もあるということで、だから、そういう面で、下のほうの受付と上の受付との、若干、温度差があるみたいな感じもあるもんですから、今後、そうした温度差に対して、使用される側に立った気持ちというのはどのように今後とらえていかれるか、ちょっと聞きたいんですが。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

今の貸し館の関係でございませんが、貸し館につきましては、会議室等は当然、一般の方にも使用は可能でございません。ただ、実際に会議室を使うに当たっては、やはり、商工関係の方が、まず使われるということがありますので、商工会としては、商工会の関係の方が、先に当然、予約されますので、それは他に優先という格好になってくるかと思ひません。

当然、私どもは、下の中央公民館の本館の職員がおりますので、公民館が部屋いっぱいになったような場合に、こちらのほうにも、当然、2階のほうにも部屋があるもんですから、どうぞ、どうぞと使ってくださいということで、その辺は、商工会との職員とやりとりして、あいていれば、すぐにでも貸す手続をやるという、そういうようにやっているんです。

ただ、日曜日に見えてという格好になると、商工会の職員は当然おりませんので、その辺は、少し、どうしても迷惑かけることになってしまひませんが、この間もご指摘していただきましたので、当然、下の職員と、その辺は十分、連絡とり合って、スムーズに、皆様に迷惑かけないような格好でやれたらいいかと、そんなふうにお願ひしておりますので、よろしくお願

いします。

○委員 松本正美君

ひとつよろしくをお願いします。

それと、修繕費の費用の取り扱い。今後、今はまだ新しいわけなんですけれども、いろんな修繕等が今後、かかわってくる部分が出てくると思うんですね。そうしたときに、商工会の管理しているところ、その部分で、町のからみとどういうふうな形で今度、からんでいけるのか、修繕に関しては、どういうふうな状況なんですか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

以前につきましては……

○委員長 山田邦夫君

ちょっと、私語を慎んでください。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

以前につきましては、教育関係のほうで館を全部……

(「もうちょっと大きい声であれして」の声あり)

すみません。

以前につきましては、館全体を町の生涯学習課のほうで管理運営をしていて、いろんな修理につきましても、そちらからの費用で賄っていたということがありますが、現在、今の産業会館、商工会の部分につきましては、町の、うちのふるさと振興課のほうで予算をつけておりまして、そちらのほうで対応するというふうにしてあります。現に、うちの2階部分の会議のエアコン等の修繕につきましても、ふるさと振興課のほうで予算をつけまして、毎年、計画的に修繕をしておりますので、ただ、商工会の事務所の中の電球だとかそういうものにつきましては、商工会のほうの費用で賄っているというのが現状でございます。

○委員 松本正美君

そうすると、リスクがかかったときに、商工会にかかわることは全部、商工会にやってもらうということによろしいんですか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

ご説明がちょっとあれでしたが、町のほうからも、現在、22年度の予算ですと150万の事務運営費という形で、商工会のほうに補助的な形で、事務の補助という形で渡してあります。ただ、来年につきましては、若干の変動もあるかもわかりませんが、それで今、賄っておりますので、ただ、中のクーラーとかそういうものについては町のほうで見るのが妥当だと思いますが、いろんな机とか机の備品とか、上の蛍光灯等については、商工会の費用の中で全部見てもらっておりますので、そのように今後もやっていきたいと思っております。

○委員長 山田邦夫君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第81号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第82号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第82号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託をされました案件はすべて終了しました。

なお、委員長報告については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時13分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 山田 邦夫